SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

# Peace of Westphalia for the inquiry for World History



| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2019-12-24<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 伊藤, 宏二<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | https://doi.org/10.14945/00026955 |

# 世界史探究のためのウェストファリア条約

**Peace of Westphalia for the inquiry for World History**

伊藤　宏二[1]
Koji ITO

（令和元年 12 月 2 日受理）

## １．はじめに

戦後第 9 次となる学習指導要領（以下、新学習指導要領と表記）への改訂の動きをめぐって、歴史教育の分野ではその基本的性格や既存の授業方法を大きく変更させかねない目的・内容の変化に対して、これまで盛んに議論がなされてきた。しかし平成 30 年 3 月の高等学校学習指導要領の告示並びに同年 7 月の同解説地理歴史編の公示により、一定の落ち着きを見せ、その関心は、実際にどのように授業に取り組んでいくか、その準備に移ってきたようにみえる。今後関心が集中することになるのは、生徒たちにいかに「主体的」で「対話的」に「深い学び」を提供していくのかといった具体的な教材開発･授業実践の面であることは間違いないだろう。

そこで本研究は、現行の「世界史 B」を基礎に選択科目として改編・設置される形となる「世界史探究」において、筆者の専門的な研究対象である「ウェストファリア条約」を新学習指導要領の方針に沿った教材として開発することを試みたい。というのも、新学習指導要領をめぐるこれまでの議論においては、新設の必履修科目となる「歴史総合」に関心が集中しており、「世界史探究」の在り方についてはほとんど議論に上ってこなかったことから、世界史探究の性質や授業方法についても一考を加える必要性があること、そして新学習指導要領の理念に沿った歴史教育を理想的に実現していくためには、個々の専門家が自らの研究テーマを教材化していく努力が当然求められるからである。

新学習指導要領における歴史教育をめぐる議論が新設科目歴史総合を中心に展開されたことはすでに別稿で整理している[2]。本研究の位置づけに必要な限りで簡単に振り返るならば、歴史総合は 18 世紀以降の時代に絞って日本史と世界史の内容が統合されている点に最大の特徴を持つが、新学習指導要領全般に道徳教育化の傾向が強まり、歴史総合の内容にも愛国心教育が強く反映されたことへの警戒心を背景に、むしろ不安の方が多く散見される。というのも、歴史的背景を顧みないまま世界の中での近代以降の日本の成功を切り取るような内容構成が、現場の教員配置の現状から日本史を偏重とした学習になりかねない懸念とも重なり[3]、視野の狭い

---

[1] 社会科教育系列

[2] 詳しくは、伊藤宏二「歴史教育における時代を考える力の育成――新学習指導要領で歴史教育にいかに取り組むか――」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』29、2019 年 3 月、62～71 頁、とりわけ 62～67 頁参照。

[3] 現在の高校では地理の専門教員が少ない状況下に「地理総合」も必修化されたことから、世界史教員が地理総合の担当に回り、歴史総合は日本史教員が担当することになる見込みが大き

愛国心教育に陥ってしまう危険性が指摘されているからである[4]。

実際、近代化を効果的に成し遂げた西洋列強を中心とする世界史的枠組みの中にそれらに食い込んでいく日本近代史をつぎはぎすることで、日本人としての誇りを感得する結果へと導かれ易い構成になっていることは否定できない。このような日本と世界の関係史の捉え方は、新しい世界史像の構築を目指す近年の動向によって批判を受けている西洋中心主義的・大国主義的な世界史観の中に日本の成功を歴史的に位置づけ、非近代的な価値観や諸地域を意識の外に置く「高度経済成長期の日本史像」[5]とほぼ重なっており、この点も歴史総合に厳しい目が向けられる一因となっていることは間違いない。

他方で、歴史総合を歓迎する声も確かに存在する。それまでの世界史には日本の記述はほとんどなく、同様に日本史の中にも世界との関係はあまり描かれなかった。そのためこれまでの歴史教育では、世界と日本の関係を捉えにくい致命的な弱点が存在し、それを克服する科目として大きな期待も寄せられている[6]。実際、今後の授業実践でもこの長所を引き出していくことができれば、上記の懸念も薄めることができ自然と解消されることとなろう。

とはいえ、歴史総合の目的自体が資料を活用しながら「主体的・対話的」に「課題を追究」する「深い学び」を通じて「歴史の学び方を習得」することに設定されている点に、教育現場からは戸惑いを隠せずにいる。これまでの蓄積に大きな見直しを迫られるほか、評価方法や深い学びを実践するための時間不足、或いは歴史の学び方学習によって歴史の面白さを伝えられるのかといったことへの不安が表されているのである[7]。それを克服するために、今後の授業実践の蓄積や資料の開発が大切になってくるのは疑いない。歴史の学び方を習得するというのは、生徒が最終的に自律的に歴史的思考力をゆたかにしていけるようになることを意味すると考えるが、授業の中でその感覚を錬磨していくことを考えた場合に、自ら興味を持った歴史的事象に対して資料に即して自身の考えを表現できる能力を育むことに他ならない。そこで鍵となるのが資料の問題であり、高校の歴史の授業で深く課題を追究できるほど資料が十分な場面は限られていると、筆者も認識している。そのために専門家が自身の取り組んでいるテーマについて高校の歴史で使用することを目的とした資料を開発していく必要性があると考えるのである。ただし筆者自身の専門は歴史総合の対象から外れる 17 世紀の海外の事項なので、直接的には世界史探究で利用される資料の開発に取り組んでいきたい。

そこで、歴史総合と世界史探究の関係にも一瞥しておく。上述の歴史の学び方学習に対する不安を克服する一例として、現代社会の成り立ちや構造を現代から過去へと遡及的に学ぶテー

---

いことが指摘されている。西村嘉高「新しい高等学校学習指導要領をめぐって―「歴史総合」を中心に―」『歴史学研究』 No. 979、2019 年 1 月、45～52 頁、とりわけ 49～50 頁。

[4] 伊藤前掲、64～67 頁。

[5] 永原慶二は戦後の日本史像を 3 期に区分し、第 2 期を「高度成長期の日本史像」と呼んで、戦争の「悪夢」には極力触れず日本の成功の原因を固有の歴史の中に求める自国優越史観が広まった時期と特徴づけている。永原慶二『歴史教科書をどうつくるか』岩波書店、2001 年、180～185 頁。

[6] 君島和彦「歴史総合とはどのような科目か」『歴史地理教育』No.880、2018 年 6 月、62～69 頁、とりわけ 63 頁。歴史学界もなしえなかった日本史と世界史の「統合科目」として大きな期待が示されている。

[7] 井ノ口貴史「「歴史総合」の批判的な検討から創造的実践へ」『歴史地理教育』No.888、2018 年 12 月、54～61 頁。

マ学習を設定することなどが提起されているが[8]、このことは歴史総合と世界史探究の関係を考える場合にも同様に捉えることができる。新学習指導要領における世界史探究の内容の取扱いにおいて、中学校までの学習や歴史総合の学習との連続性に留意して諸事象を取り上げることが言及されているが[9]、これまで学習してきた内容で興味を持ったテーマを深めるために、歴史を遡って詳しく考察していく発想は十分歴史学的であり、歴史の学び方を学ぶことに通ずる。例えば、第二次世界大戦の学習から歴史的に戦争が激しかった時代はほかになかっただろうかとか、現代の宗教問題から宗教戦争に興味を持ったことで、三十年戦争へと遡って考察していくのでもよいし、主権や近代的国際関係のルーツを探ろうとしてウェストファリア条約に行き着いてもよい。このように考えれば、歴史総合で時代的に直接扱われるわけではない古代や中世を専門とする研究者であっても、歴史総合や中学校の学習内容、或いは現代的・普遍的な価値観から出発して高校生が深く学ぶために、自身のテーマを資料化していけるはずである。そうした蓄積が新学習指導要領の理念を真の意味で実現する下地を築くと考え、まずは隗より始める一環として、本稿では筆者の専門的な研究対象であるウェストファリア条約を、世界史探究のために教材化することを試みることとしたい。

## ２．世界史探究におけるウェストファリア条約の位置づけ

それではまず、ウェストファリア条約を題材とする「主体的」「対話的」で「深い学び」の準備として、新学習指導要領上の世界史探究の中でのその位置づけについて確認しておこう。

世界史探究は、「生徒自身の興味・関心を踏まえて学ぶ選択科目として設置」されたもので、「詳細で専門的な世界の歴史を学ばせようとするものではな」く、「中学校社会科や「歴史総合」の学習を踏まえ、日本の歴史との関連にも配慮し」ながら、「生徒が抱いた疑問や追究してみたい事柄について表現した問いを基に」「地球世界の課題をその解決を視野に、主体的に探究する力を育成することを目指した科目」である[10]。つまり、専門的な知識等の習得を目的とするのではなく、それまで学習してきた内容を基礎として、世界を対象とした歴史的題材から、日本とのかかわりや現代社会の問題を意識して、生徒自身が興味を持った課題を設定してその解決に取り組むことを想定した科目ということになるだろう。特に専門的知識の伝授が目的ではないと明示されたことの影響は大きいと考えられ、これまで一般的であっただろう体系的で時系列的に事実を教えるというような方法の根本的な見直しが基礎づけられていることになるが、世界史が遠い世界の事柄を受動的に暗記する科目として敬遠されていた点を反省して、生徒自身が身近な関心から主体的に興味を広げていける道を設定した点は高く評価されるべきだと考えられるし、それが歴史の学び方を学ぶことを意味することにつながるのであろう。

科目の目標については、特に（2）に示された「世界の歴史の大きな枠組みと展開に関わる事象の意味や意義、特色などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現代世界とのつながりなどに着目して、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し解決を視野に入れて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、そ

---

[8] 同上、59～61 頁。

[9] 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）』「世界史探究」より。

[10] 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説　地理歴史編』「第 2 章　第 5 節 1（1）科目の性格」より。

れらを基に議論したりする力を養う」[11]点に、本研究の事例は深くかかわることができよう。

内容についてはC「諸地域の交流・再編」の中の（3）「アジア諸地域とヨーロッパの再編」ア「次のような知識を身に付けること」(ｲ)「宗教改革とヨーロッパ諸国の抗争、大西洋三角貿易の展開、科学革命と啓蒙思想などを基に、主権国家体制の形成と地球規模での交易の拡大を構造的に理解すること」並びに、イ「次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること」（ｲ）「ヨーロッパ諸地域の動向に関わる諸事象の背景や原因、結果や影響、事象相互の関連、諸地域相互のつながりなどに着目し、主題を設定し、諸資料を比較したり関連付けたりして読み解き、宗教改革の意義、大西洋両岸諸地域の経済的連関の特徴、主権国家の特徴と経済活動との関連、ヨーロッパの社会や文化の特色などを多面的・多角的に考察し、表現すること」[12]と直接的に深くかかわっている。ウェストファリア条約は主権国家体制をヨーロッパに「確立」したものとして解釈されてきた出来事であり、学説的には宗教改革の結末としても位置付けられ、スペイン・ポルトガルの植民地を奪うことで地球規模に交易を拡大したオランダが独立を承認された条約なので、まさにこの項目における中心課題として取り組むことが許されるであろう。

解説における「内容の取扱い」でも、中項目「(3）については，アジアとヨーロッパにおいて特色ある社会構成や文化をもつ諸国家が形成されたことに気付くようにすること」「例えば、「17 世紀から 18 世紀にかけての諸地域の交流の広がり、深まりを背景に、諸地域はどのように再編したのだろうか」などの学習上の課題（中項目全体に関わる問い）を設定し、生徒の学習意欲を喚起する諸資料を活用して、多面的・多角的に考察し、思考力、判断力、表現力等を養いつつ、確かな理解と定着を図ることが大切である」[13]と説明されており、ヨーロッパにおける諸国家の形成、17 世紀におけるヨーロッパ地域の再編と交流の広がりに直接かかわる事項として、むしろ扱うことが不可避であるといえるほどの重要性を持っている。同じ小項目（ｲ）の解説から関連部分をさらに抜粋すると、「諸資料を比較したり関連付けたりして読み解き、多面的・多角的に考察したり表現したりすることにより、主権国家体制の形成と地球規模での交易の拡大を構造的に理解する学習が考えら」れ、「ヨーロッパ諸国の抗争の中で、一定の領域と独立の主権を備えた国家が並立する国際秩序である主権国家体制が形成されたことを扱う。また、オランダは海上交易で繁栄したこと、ドイツでは三十年戦争を経て各領邦の主権が確立したこと」に触れ、「諸資料を比較したり関連付けたりする学習を通じて、宗教改革の意義、大西洋両岸諸地域の経済的連関の特徴、主権国家の特徴と経済活動との関連、ヨーロッパの社会や文化の特色などを、多面的・多角的に考察し表現することにより、主権国家体制の形成と地球規模での交易の拡大を構造的に理解」[14]するための学習活動に取り組むことになるだろう。

上記の位置づけが適切であるかの確認も兼ねて、ウェストファリア条約に関する基本的事実も確認しておこう。この条約は一般に神聖ローマ帝国の宗教的対立が国際戦争へと発展した三十年戦争（1618～48 年）の講和条約（1648 年）として知られているが、ほかにもスペインに対

---

[11] 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示)』「第 2 章第 2 節　地理歴史　第 5　世界史探究　１　目標（2)」より。

[12] 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示)』「世界史探究」より。

[13] 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説　地理歴史編』「第 2 章第 5 節 2 内容とその取扱い　C（3）アジア諸地域とヨーロッパの再編（内容の取扱い)」より。

[14] 同上、C（3）小項目（ｲ）

するオランダ独立八十年戦争（1568～1648 年）の終結をもたらしたものでもある。その歴史的評価は伝統的な解釈によれば、神聖ローマ皇帝（オーストリア）のドイツ統一を阻んでドイツ諸領邦に「主権」を認めたことでドイツの分裂を決定づけた一方で、ヨーロッパをキリスト教的共同体から主権国家を基本単位とする国際法的共同体へと再編したものとして知られてきた。これに関して、新学習指導要領の中ではウェストファリア条約は直接言及されていないものの、現行の教科書においては三十年戦争並びに主権国家体制との関係で重要語句として必ず言及されているので、恐らくは新しい教科書における記述も根本的な変化がないものと推測される。しかし、それらにおける記述は、筆者はすでに別稿で検討したことがあったが、古典的な解釈に従って、神聖ローマ帝国の事実上の解体や主権国家体制の確立が強調されるとともに、スイスとオランダの独立、フランス・スウェーデンの勝利などを語るものとなっていて、そのまま素通りできるものではない[15]。専門的にみれば、1648 年以降もドイツ諸領邦は皇帝に依然従属し、帝国は制度的にも同時代人の意識の面でもしっかりと存続していたことが明らかにされて久しく[16]、またこの時代の主権概念はいまだ明確化されず「ウェストファリア体制」のように今日の主権と結びつけることは神話的評価に過ぎないとみなされるようになっている[17]。さらに近年盛んになった「新しい世界史」を目指す動向を重視するならば、国家の勝ち負けや領土割譲を印象付けるよりも、世界ないし地域の一体性や共通性に注目したり国家に囚われない観点から叙述することがより求められる[18]。

しかしながら本稿では、専門的な立場から教科書の見直しを迫るようなことではなく、こうした疑問から「問い」を設定し、実際に「生徒の学習意欲を喚起する諸資料」を準備することで、それらを基に生徒自身が考察する中で、教科書の記述に対しても自分自身の考えを持てるようになるような学習を構想したい。例えば、専門的な正確性を求めたり旧説的な価値観を問い直す立場から出発すれば、「神聖ローマ帝国は有名無実化しドイツは分裂したのか？」、「ドイツ領邦は完全な主権を承認されたのか？」、「オランダ・スイスの独立は「三十年戦争」の結果なのか？」、「スペインと神聖ローマ帝国は本当に敗者なのか？その場合の帝国とは皇帝のことか？」、「オランダが国際貿易で勢力を拡大したこととウェストファリア条約とどう関係あるのか？」、「ヨーロッパで主権国家体制が広まった頃、アジアには主権国家はなかったのだろうか？」、「ウェストファリア条約の前後の時代で人々の生活や考え方はどう変化しただろう？」などといった問いを立て、資料に基づき調べさせて自分なりの考えをまとめさせることができるだろう。

---

[15] 詳しくは、伊藤宏二「「新しい世界史」に照らした世界史教科書記述の見直し―ウェストファリア条約を焦点にしてー」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.25、2016 年 3 月、21～31 頁、とりわけ 23～30 頁、参照。

[16] ウェストファリア条約と 1648 年以降の神聖ローマ帝国の歴史解釈の変遷・研究史について詳しくは、伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国－ドイツ諸侯としてのスウェーデン』九州大学出版会、2005 年、1～27 頁、参照。

[17] 同上、とりわけ 22～23 頁、参照。また、ウェストファリア条約の後世への「神話」的影響を正面から考察したものとして、明石欽司『ウェストファリア条約―その実像と神話』慶応義塾大学出版会、2009 年、参照。

[18] 「新しい世界史」については、羽田正『新しい世界史へ――地球市民のための構想』岩波書店、2011 年、参照。また、「新しい世界史」の観点から本文中の教科書記述に検討を加えたものとして、伊藤「「新しい世界史」に照らした世界史教科書記述の見直し」も参照のこと。

ただしこうした出発点に立つと、「詳細で専門的な世界の歴史を学ばせ」てしまうことになりかねない。とはいえ、学習指導要領が専門的な見地を断固回避せねばならないと定めていると解釈するのは行き過ぎであることは明白であろうし、あくまでも一方的な専門知識の伝授となる授業とならないように注意喚起されているものと理解するのが自然であろう。従って生徒自身の関心から発して、専門的な理解が深められるようになっていけるのが理想的な展開と考えられる。その場合、やはり生徒の身近な話題や現代社会の問題から発して、その原因を深めたり類似の比較対象を求めて歴史的に遡及していくような「問い」を立てるのが、有力なパターンとなるであろう。そこで例えば、「主権とはいつ、どのように形成されたのだろう？」とか、「宗教対立が激しかった時代の原因やその収め方について調べてみよう」、或いは「大国同士が衝突し合った時代の国際関係や外交、その結果を調べよう」といった問いを本稿では出発点として、生徒に資料を通じて考えさせ、最終的には上記の専門的な論点に対しても生徒が自身の考えを持つことができるような取り組みを想定することにしたい。

それらを調べようとする際、教科書や資料集だけでは深く学ぶための十分な資料を提供しているとはいえず、世界史に関わる史料それ自体は外国語やその古語で書かれたものとなるので高校で生徒に扱かわせることは当然想定できない。インターネット等を利用させるにしても、学術的に信頼に足る記事は極めて限定的であるか、専門家でもなければ判断するのがそもそも難しい。従って繰り返しにはなるが、専門家が高校歴史教材用に、対話的に深く学ばせることができるような個々の資料を開発していくことが理想的なのであり、そのような運動が歴史学界全体に広範に浸透してこそ、新学習指導要領で示された理念はようやく実現可能となるといえるだろう。本稿はそのための問題提起を兼ねつつ、自らの専門分野を教材化し、高校歴史教育向けの資料を開発しようとする試みなのである。ここで資料を「開発」としているのは、単純に史料を翻訳して提示するようなことを考えているのではなく、研究の成果に基づきながらであるのはもちろんだが、厳密な意味での「史料」そのものではなく、生徒自身が主体的対話的に考察を深められるための教材資料を作り出していくことを想定しているのである。

## ３．ウェストファリア会議を体験する

本節では、ウェストファリア条約が生み出された時代のヨーロッパ地域の国際情勢や政治的思考、スペイン・フランス・ドイツ・スウェーデン・オランダ等諸国の地位や主権の実態について、実際にウェストファリア条約が作られるためにどのような交渉が行われていたのか疑似体験することによって、生徒に主体的対話的に深く学ばせるための資料を開発し提示する。その際、今回は特に 2 つの場面に絞りたい。即ち①スペインーフランスの交渉と、②オーストリアースウェーデンの交渉である。

①については、先の問いの例に従えば「大国同士の衝突」に関する歴史的に顕著な一事例として取り組み可能なだけでなく、学習指導要領の内容との関連でいえば、ヨーロッパ諸国の抗争の中で主権国家が並立する国際秩序が成立していくことと、オランダの独立並びに同国が地球規模に交易を拡大していくこととも深く関連している。そしてさらに専門的に見た場合に、三十年戦争の講和条約の文脈の中でオランダの独立が語られてきた細やかな疑問を明確化するとともに、史実の上では三十年戦争に深く関与しながら教科書にはオランダ独立の観点でしか登場しないスペインの立場に目を向けさせることで、生徒の視野の多角化につながる。また、スペインーフランス間交渉は当時の国際情勢における極めて本質的な対立の表現であり、それが

広範な影響を与えていたことに理解を深めたい。加えて、スペインは果たして敗者の立場にあったのかについても体験的に感じ取ることで、ウェストファリア条約を勝敗の視点で語ることを相対化させたいねらいもある。

②については、「主権の成立過程」や「宗教対立の顕著な事例」という現代的関心から発しながら、その問いは専門的な論点とも重なり合う。つまり、スウェーデンとオーストリアの交渉の中でドイツ諸領邦の権利や神聖ローマ帝国の国制が方向づけられた経緯を体験することで、ドイツの各領邦に完全な主権が認められたといえるかどうか、また当時の主権というものが果たしてどういった状態（段階）のものだったのかについて理解を深めることができる。さらには、宗教改革の最終的な到達点として、ドイツの宗教問題が国制問題と深く絡みながらもその解決のために新旧の政治思想が入り混じっていたことや、それがヨーロッパの勢力均衡の問題とも深くかかわっていたことを、多角的・多面的に考察することもできよう。

これら 2 つの事例について、筆者はいくつかの場を借りて実際に授業を行い、資料を改良する機会に恵まれた[19]。とはいえ高等学校の世界史探究で実際に取り組みを行う場合、本テーマに割ける時数は多くてもせいぜい 3～4 時間であろうと考えられるので、そこで利用したものをそのまま提示するわけにはいかないだろう。ここでは便宜上、三十年戦争の概要に関しては学習済みであると仮定し、ウェストファリア会議のみを体験する対話的授業モデルとして、3 時間の計画でやや詳しく構想させてもらう。

＜第 1 時　ウェストファリア会議に向けた準備の時間＞

まずはウェストファリア条約に関わる教科書や用語集等の記述を確認して基礎的な理解を得る。さらにその補足として、

| |
|---|
| ・1641 年ハンブルク協定で皇帝・フランス・スウェーデンがウェストファリア地方（オスナブリュック市とミュンスター市）で和平交渉を開始することに合意し、それ以外の関係国も含めて使節を送り始めた<br>・本格的な交渉が始まったのは皇帝側の劣勢が目立ち始めた 1645 年以降であった |

ことを確認し、交渉活動は 1645～48 年の時期を想定して取り組むことを伝える。

この時期の主要国の内情としては、

| | |
|---|---|
| オーストリア<br>（ハプスブルク家）<br>（神聖ローマ皇帝） | 軍事的劣勢を覆すのが難しくなり、講和を進めたい。皇帝としてドイツのリーダーとしての権威が認められればプロテスタントに譲歩可能。フランスとスウェーデンの帝国政治への介入は防ぎたい。再征服したチェコは絶対手放さない。同盟国スペインを見捨てたくない。 |
| スペイン<br>（ハプスブルク家）<br>（カトリックの盟主） | ヨーロッパをリードする覇権国として敗北は許されない。軍事力はまだ一流だが、長期の戦争で国内は疲弊し各地で反乱。オランダの独立を認めて負担を減らし、主たる敵フランスに注力したい。 |

[19] 静岡大学附属静岡中学校における 3 年生を対象とした「追求」の授業（2019 年 6 月 20 日）では①の体験を実施し、2019 年度の教員免許更新講習において筆者が担当した講習（2019 年 8 月 9 日）及び静岡大学人文学部主催の「地歴教員養成講座」（2019 年 9 月 21 日）では①②の体験を実施し、現在も教育学部における 3 年生を対象とする授業「外国史特論Ⅱ」においても実施中である。その都度作成・修正を加えてきた資料が基になって本稿で提示している。

| | |
|---|---|
| フランス<br>（反ハプスブルク連合の盟主） | ミュンスターの和平交渉で主導権を握った。ハプスブルク包囲網の中心国としてヨーロッパ全体で反ハプスブルクに役立つことは何でも実行し誰でも支援して、その地位に取って代わろうとしている。当初軍隊は脆弱だったが、ようやくスペインの軍事力に追い付いてきた。 |
| スウェーデン<br>（プロテスタント諸国の盟主） | プロテスタントの権利とドイツの政治的自由の擁護を旗印に三十年戦争に介入したので、オスナブリュックの和平交渉でも中心国としてそれを弁護した。急速に軍事力が増大し、いまやドイツの大部分を占領する大国として、両ハプスブルク、フランスに匹敵する存在になった。 |
| オランダ<br>（海運経済大国） | 海軍力と経済力は当代随一。スペイン植民地を奪うことで海上帝国として急成長した。弱体化して本国も遠いスペインよりも陸地で近接する同盟国フランスの拡大に対する警戒心から対西講和を考え始める。 |

以上のことを確認しておくとよいだろう。また、八十年戦争並びに三十年戦争からウェストファリア会議への流れを把握するため少し詳しめの年表を附録資料として用意しておく。なお、色の違いについては読み易くするためのものであって、他に特に意図はない。教師が生徒の状況に合わせてより簡便に作成しなおしてもよいだろう。

**ウェストファリア会議関係年表**

1568年　プロテスタントが広まったオランダで1568年以降スペインに対する反乱が起こり、独立戦争へ発展
1609年～21年　スペインーオランダ間休戦条約。休戦期間中のみスペインはオランダを主権国家として承認
1618年　皇帝のカトリック強化政策にプラハのプロテスタント貴族がプファルツ選帝侯を王に選んで反乱
1623年　ボヘミアとプファルツが制圧され、再度カトリックが強化される
1625年　皇帝の権力とカトリックの強化を嫌うデンマーク王がドイツ諸侯の資格で皇帝に宣戦布告
1629年　デンマークが敗北し、皇帝は武力を背景にドイツ全体にカトリックを回復する復旧勅令を発布
1630年　ドイツの自由の擁護をスローガンにスウェーデン参戦。グスタフ・アドルフの快進撃（～32年）
1635年　スウェーデンを撃退した皇帝はプラハ条約で復旧勅令を再確認。フランスースウェーデン同盟成立
1641年　ハンブルク交渉及びレーゲンスブルク帝国議会を機に和平交渉への道が開かれる
1643年　カトリック諸国はミュンスターに、プロテスタント諸国はオスナブリュクに使節を適宜派遣
1643～45年　スウェーデンーデンマーク戦争。デンマークはウェストファリア会議から排除される
1644年　皇帝・スペイン・フランス・スウェーデン間で第一次和平提案が交換され本格的な交渉が開始
1645年　ヤンカウ会戦（3月）を機に皇帝は和平を決意し、側近を全権代表として会議に派遣（7月）
1646年　オランダ使節到着（1月）。皇帝ーフランス間仮条約（9月）
1647年　スペインーオランダ間仮条約（1月）。皇帝ースウェーデン間仮条約（2月）
1648年　スペインーオランダ条約署名（1月）、批准（5月）。IPM／IPO両条約署名（10月）
1649年　両条約批准（2月）～漸次散会。未解決問題交渉のためのニュルンベルク執行会議開始（5月）

（↑資料①　筆者が独自に作成した関連年表）

そしてウェストファリア会議は、最終的に以下のような結果に行き着いたことを確認する。

①スペインーオランダ間ミュンスター条約（1648 年 1 月 30 日署名／5 月 15 日批准）
全 70 項。ネーデルラント地方におけるオランダ占領地の割譲（ブラバント・リンブルフ・北スヘルデ、マーストリヒト等）や、スペイン領内でのオランダの通商権、オランダのスペインからの独立が承認された。

| |
|---|
| ②皇帝―フランス間ミュンスター条約（1648 年 10 月 24 日署名／1649 年 2 月 18 日批准）<br>全 120 項（実際は箇条分けされず段落のみ）。第 69～97 項がフランス独自の条項。アルザス・ズントガウにおける「主権」の譲渡とロレーヌにおける既得権の確認。その他の条項はオスナブリュック条約と内容がほぼ共通。ラテン語のイニシャルから略称 IPM |
| ③皇帝―スウェーデン間オスナブリュック条約（同上）<br>全 17 箇条。スウェーデンへの封土譲渡とそこに権利を持っていたドイツ諸侯への補償、信仰を含む帝国国制問題、貴族の権利・名誉回復、ドイツを占領するスウェーデン軍を解散させるためのスウェーデンに対する賠償金規定などが主な内容。略称 IPO |

さらにスペインーフランス間でもミュンスターで交渉が進められたが条約は成立せず、生徒たちには次回、この幻に終わった条約交渉に取り組んでもらうことを伝え、以下の内容で、スペインーフランス交渉の前提について説明する。

| | |
|---|---|
| 1469 年 | カタルーニャを含むアラゴン王国とカスティリャ王国の国王と女王が結婚し、スペイン王国として統合される |
| 1519 年 | ハプスブルク家のスペイン王カルロス 1 世が神聖ローマ皇帝に選出される |
| 1580 年 | モロッコ十字軍に大敗し、国王も戦死していたポルトガルを、財政支援と血縁関係に基づきスペイン王フェリペ 2 世が平和的に併合する |
| 1618 年 | 三十年戦争が始まるとスペインはオーストリアを支援してドイツに軍隊派遣 |
| 1621 年 | オランダ独立戦争再開。以後徐々に、スペインはベルギーの北辺を占領され、大西洋でも私掠戦に苦戦し、新大陸・アフリカ等の植民地でも守勢に回る |
| 1635 年 | 三十年戦争で皇帝が優位に立った状況下でフランスがハプスブルク家に宣戦。フランスは主にスペインと戦い、同盟国スウェーデンがオーストリアと戦う |
| 1640 年 | スペイン支配下のカタルーニャで反乱が勃発しフランス王に忠誠を誓う。それをチャンスと見たポルトガルも独立を宣言し、フランスはこれらの反乱を支援 |
| スペインの思惑 | ヨーロッパ第 1 位の国家としてカトリックを守りながら国際秩序を維持するという使命感を持つ。開戦当初、軍事的には優勢でフランス国内に攻め込んでいたが、戦争の長期化から国内反乱に苦しみ、フランスも挽回し始めた。オランダと和平を実現して戦争負担を軽減し、フランスを外交的に孤立させ、軍事的に優位に立ったタイミングでフランスに和平を持ちかけようとしている |
| フランスの思惑 | ハプスブルク家の横暴から国際社会を解放し、新たな秩序の中心を担う国であるという確信を持つ。ハプスブルクの敵はすべて味方。開戦当初、軍事力は脆弱でスペイン軍に敵わなかったが、ようやく勝利を収めるようになってきた。皇帝を中心とするドイツをスペインの「一部」と呼んで分断を画策する。内乱に苦しむスペインが外交的にも孤立してから和平を進めようとしている |

これら両国の利害は、ウェストファリアの交渉ではスペイン支配下の反乱地域であるカタルーニャとポルトガルの扱いをめぐって激しく対立したので、次回は両国の代表として、これらの地域をめぐって交渉してもらうと伝え、第 1 時を終える。

＜第 2 時　スペインーフランス交渉＞

第 2 時は未成立に終わったスペインーフランス交渉を体験する[20]。この時間は 4 人の小集団を基本単位として 2 対 2 に分かれて対話する形式を想定している。前時の最後に説明したように、スペイン反乱地域のカタルーニャ・ポルトガルの処遇をめぐって、これから配布する指令書に従ってそれぞれの国家の利害を代弁する外交使節として交渉することを伝える。資料としては、前時に配布した資料も適宜参照してもよいことを伝え、さらにカタルーニャ問題に関する概要と諸国の声を両面にまとめた資料を 1 枚、同様のポルトガル問題の資料を 1 枚ずつ共通の資料として全員に配布し、加えて担当する国の側だけの指令書をそれぞれ配布する。違う国の外交使節には自国の指令書を見られないように指示する。関係図はそれぞれの指令書の裏面に印刷して配布すれば、A4 用紙で計 3 枚の配布資料で済ませることができる。まずは個々に資料や指令書に目を通させ、同じチーム内で指令を確認し合って交渉戦略を話し合わせてから、両国の交渉を開始する流れとなる。

ウェストファリアの使節たちは、交渉の成果をそれぞれの書記がその時々の成果を文書に書き留めて常に携行し、暫定合意や最終的な合意内容を清書し、互いが作成した文書を交換してから関係使節の署名を受け、条約（ないし附随文書）の正本として本国に持ち帰った[21]。従ってホワイトボードを用意できるのであれば、話し合いの成果をその都度ホワイトボードに記入していきながら、最後に互いに清書させて交換し合ってから署名させるというのも疑似体験として雰囲気を出せるのではないかと考えられる。それでは以下に配布用資料を提示する。

**カタルーニャ問題の経緯・概要**

1640年　スペイン守備軍による略奪行為に端を発した農民反乱勃発（6月）→在地貴族がスペイン王への忠誠を放棄
1641年　ペロンヌ協定（10月）でフランス王ルイ13世がバルセロナ・ルシヨン・サルダーニャ伯（カタルーニャ君主の称号）に
→スペインーフランスの大国間角逐の最前線として、ウェストファリア交渉の最難題に！

**フランスの姿勢**

1641年　フランス人の多いピレネー以北のカタルーニャ領（ルシヨン）を占領。以南を「侯領」と呼んで区別
1643年　ミュンスター使節宛のフランス指令（9月）で「カタルーニャ人がフランス王に自発的に従属し王の保護に入ったために、フランス王は彼らを見捨てない」と表明。自らの支配を正当付ける。

**スペインの姿勢**

・常に最大の関心事で、最終的な喪失は決して受け入れない。反乱後もカタルーニャ副王を任命し続け正当な支配権を主張し、会議でもカタルーニャ使節の地位を決して認めぬよう諸国に働きかける
・フランスに全面勝利できない場合、将来的な回復を期待してルシヨンの割譲を容認する腹案
※　1648年にはピレネー以南のカタルーニャ領の大部分を再征服完了

**カタルーニャの状況**

・スペイン領内に経済的利権を持つ者も多く、反スペインで一致したわけでなく、親仏・親西・日和見の三派に分裂
・カタルーニャ領の不分割を望む点のみ、領内で利害を超えた一致が見られた
・フランスの求めで使節がウェストファリアに派遣されたが罷免され（45年1月）、自立交渉の道を断たれた

（↑資料②　カタルーニャをめぐるスペインとフランスの対立：注 20 の成果を基に作成）

[20] ウェストファリア会議におけるスペインーフランスの交渉については、伊藤宏二「ヴェストファーレン条約とスペイン―オランダ・ポルトガル・カタルーニャの反乱に対する処理をめぐって―」『静岡大学教育学部研究報告　人文・社会・自然科学篇』69、2018 年 12 月、77～92 頁、参照。提示資料はこの研究成果に基づいて作成したものである。

[21] 交渉文書・条約文書の様子については、伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国』75～79 頁、参照。

## カタルーニャ問題に関する諸国の声

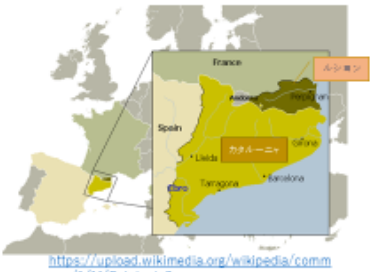


https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/1/1f/Catalonia2.png

＜オーストリア＞
スペインの立場を完全に支持する。
カタルーニャ臣民は正当な王の下へ回帰すべし。
＜スウェーデン＞
フランスの立場を支持する。
カタルーニャの将来は現地の人々の選択によるべし。
＜オランダ＞
フランスがカタルーニャとベルギーを交換することには強く反対する。

＜カタルーニャ＞
領内の意見もスペイン派とフランス派で真っ二つじゃ。
スペインのいつやむかわからない戦争に付き合わされるのも負担じゃが、
フランス占領軍による負担も大差ないじゃないか…。
2大国が我々の故郷を最終的に分割しないことだけを願おう。
＜ポルトガル＞
カタルーニャの反乱に歩調を合わせて我が国の独立を達成しよう。
スペイン軍の主力がフランス軍と対峙するためカタルーニャに引き付けられているうちに態勢を整えるのじゃ。

（↑資料③　カタルーニャ問題に対する諸国の姿勢：注 20 の成果を基に作成。カタルーニャ地図の出典：https://commons.wikimedia.org/wiki/Commons:GNU_Free_Documentation_License,_version_1.2）

## ポルトガル問題の経緯・概要

1640年　カタルーニャの反乱を機にブラガンザ公がスペインへ反旗を翻し、フランスはすかさず独立を支援（12月）
1643年　ポルトガル王は独立の国際的な承認を求めてウェストファリアに使節を派遣。1641年のハンブルク協定は当時の「正当な」統治者のみに参加者を限定したため、皇帝・スペインによって拒否される
　→フランス使節団の従者に紛れ込んだりしながら最終的に3名の使節が何とかミュンスター入りしたが、
　皇帝の厳しい監視下に置かれたり、兵士に脅迫され続けた

**フランスの姿勢**

・反ハプスブルク包囲網のためポルトガルを可能な限り支持するが、カタルーニャほど重視せず最悪の場合切り捨ても
・ポルトガル承認の国際的理解は厳しく、独立支援の見返りにせめて海外植民地を得たいところ
・スペインの強固な拒絶に辟易…、ポルトガル使節のヒステリーには懲り懲り…、直接的な軍事支援も無理

**スペインの姿勢**

・ポルトガル王を僭称するブラガンザ公は正当な統治者に逆らう反逆者。君主制秩序への不遜な挑戦を認めるな！
・ポルトガルのいかなる主張も交渉権そのものも認めない！恥知らずな提案をする者は反乱の支援者である

**ポルトガルの主張・思惑**

・ポルトガルを主権国家として承認し、交渉権を認めてほしい。スペイン軍はカタルーニャでフランスと戦ってくれ…

**オランダの関心**

・対スペイン戦争中は休戦しておくが…、講和後は…あの海外植民地は魅力だのう。しめしめ、孤立しているようじゃの

（↑資料④　ポルトガルをめぐるスペインとフランスの対立：注 20 の成果を基に作成）

ポルトガル問題に関する諸国の声

オランダーポルトガル植民地戦争の結果
オランダはスペインとの講和成立後、ポルトガル植民地への侵攻を強めた。1661年の条約で、ブラジルを返還する代わりに賠償金を獲得したほか、セイロンや東南アジアのポルトガル拠点を奪った。地図上の赤はその当時のポルトガル領、緑がオランダ領。

＜オーストリア＞
スペインの立場を完全に支持する。
ポルトガルはスペインの主権下にあり交渉をする権利を一切持たない。
＜スウェーデン＞
フランスとともに可能な限り支援しポルトガルの交渉権を要求する。
新生ポルトガルには支援の見返りとして海外植民地の譲渡を期待する。
＜オランダ＞
スペインとの講和成立後、ポルトガル領植民地への侵攻を開始することになろう。スペインも同意してくれたしな。

＜教皇・ベネチア＞
独立はともかく休戦協定くらいは仲介してやろうと思ったが、スペインが頑なに拒むのじゃ。スペイン使節は個人的に親友で理解し合ってるし、トルコとの戦争にも協力してくれるというので、これ以上この問題を扱うのは無理じゃの。
＜ポルトガル＞
一体フランスは我々をどの程度本気で支援しようとしているのか。我国がスペインを後背から脅かしているからフランスに有利な情勢が生まれようとしているのだ。我々の地位が認められるようしっかり交渉してくれ！

（↑資料⑤　ポルトガル問題に対する諸国の姿勢：注 20 の成果を基に作成。
左の地図は public domain として確認済みだが、図が小さいので確認したい場合は以下を参照。
https://commons.wikimedia.org/wiki/Category:Maps_of_the_Dutch_Empire#/media/File:Dutch-Port_War_Result.PNG）

スペイン王国全権大使への指令

親愛なる大使よ。こたびの国難をあおる野心露わなるフランスに対しては、神の定め賜うた秩序を守らんがための正義の戦いを遂行する我が国からは一切の妥協をする必要はないが、戦況の推移を見守りつつ、必要とあらば国の負担を軽減せんがために、以下の原則を守りつつ、かの国と交渉を行うべし。

一　イベリア半島内に位置し我が国にとって中核的な本土に当たるカタルーニャに関して
・その反乱をほう助し今やバルセロナ伯を僭称するフランス王のいかなる権利も断固として否定すべし。
・オランダとの講和が実現すれば、反乱鎮圧も順調に推移し、国内に不安分子を抱えるフランスを完全に駆逐することも可能となろう。時機を見定め、フランスに白紙講和を申し入れるべし。
・万一状況が暗転し、我が国の存亡にとって重大な危機が差し迫った場合、カタルーニャにおけるピレネー以北の地域（ルシヨン）のフランスへの割譲を認め、早急に和平を達するべし。
（白紙講和…どちらも得失のない痛み分け講和）

一　ポルトガルの処遇について
・我が国の正当な権利は一切侵されることがあってはならない。現在もスペイン国王が正当な権利をもってポルトガル国王であることに一切の疑いはない。
・ポルトガル国王を僭称する輩は単なる無頼の反乱者に過ぎず、その使節は正当な交渉権を持っていないことを同盟国・関係国とともに確認し、ポルトガルに関する交渉を持ち込む者に対してはいかなる話し合いをも断固として拒絶すべし。
・我が国を取り巻く状況を好転させ得る同盟者を獲得し得る場合は、ポルトガルに属する植民地の割譲を約束することでその目的を達するべし。

（↑資料⑥　スペイン使節役の生徒に配布する指令。注 20 の成果を基に作成）

## フランス王国全権大使への指令

親愛なる大使よ。至る所で自由を抑圧し戦乱の元凶たるスペインに対しては、かの国の横暴から逃れんために我らを頼りし同盟者たちによる要請を支援してその過ぎたる野望を抑止し、我が国の栄光を示さんがため、戦況の推移を見守りつつ、以下の原則に従いて、かの国と交渉を行うべし。

一　スペインの圧政から逃れるために我が国に自発的に臣従を申し出てきたカタルーニャに関して

・我が国の立場を強化しスペインを弱体化せんがための核心的利益と心得、一切の妥協を認めることなかれ。
・当事者の声を直接会議場に届けながら我が国の主張が合理的かつ正当なものであることを諸国に周知し、支持を集めよ。
・もしスペイン政府がカタルーニャ返還の代償としてベルギーを我が国に差し出すならば、これに応ぜよ。
・万一戦況が困難に陥り、カタルーニャ全体の保護が厳しくなった場合は、同胞が多く居住し我が国への帰順を歓迎しているルシヨンの確保を最優先に考えるべし。

一　我が国に独立の支援と承認を求めてきたポルトガルについて

・スペインを挟撃しその勢力を弱体化させるために極めて重要な同盟者として待遇せよ。
・同盟国スウェーデンと協力し、その主権的地位を国際的に承認させることに尽力すべし。
・スペインとその同盟者の強烈な反発が予想され、ポルトガル事案を含めることで他の交渉の一切を拒絶された場合は、本件を先送りして別件から交渉を進めよ。
・ポルトガルには自らの極めて困難な立場を支援する貴重な同盟者への十分な見返りがなければ、すべてを失いかねない立場にあることを十分に諭すがよい。
・最悪の事態が見込まれる場合、本件は棚上げすべし。

（↑資料⑦　フランス使節役の生徒に配布する指令。注 20 の成果を基に作成）

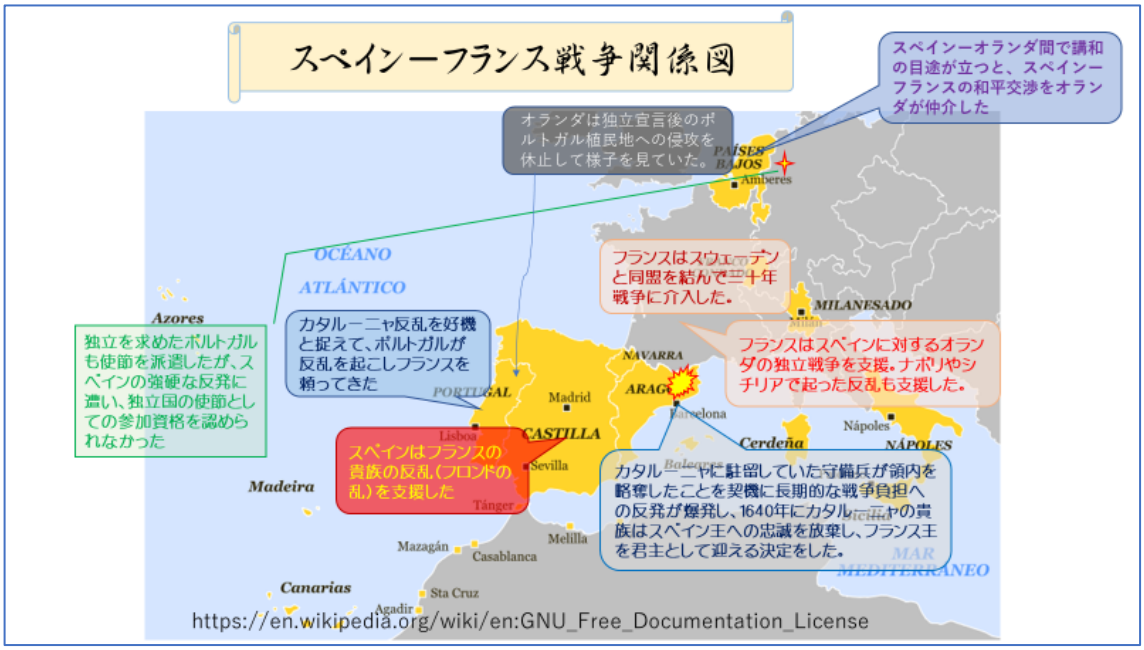


（↑資料⑧　スペインーフランス戦争関係図。注 20 の成果を基に作成。背景となる地図の出典：https://en.wikipedia.org/wiki/en:GNU_Free_Documentation_License）

活動の終わりに史実の結末を確認しよう。1648 年時点ではスペインーフランスの力関係は拮抗しており、ともに国内に反乱を抱えながらも最終的に軍事的な成功によって有利に講和を進められると考えていたので和平交渉は停滞し、その後 10 年以上も戦争が継続した。しかしオーストリアと講和してスペインを孤立させることになったフランスが最終的に優勢となり、1659 年にピレネー条約が締結される。これによりカタルーニャは現地の人々の願いも空しく、ピレ

ネー以北のルシヨンが切り離されてフランスに割譲されたが、スペインに復帰したピレネー以南地域ではスペイン政府から自治権の拡大が認められる一定の成果があった。ポルトガルはウェストファリアに使節を派遣しながら、スペインの強固な反発により、結局交渉すらさせてもらえなかった。孤立したポルトガルに対してオランダはその植民地を攻撃してアフリカ・アジアに勢力を拡大したが、ポルトガルもヨーロッパ国際政治の厳しい現実を知る経験を積み、オランダと講和しイギリスと同盟して最終的にスペインの鎮圧軍を撃退することで、1668 年に正式に独立を承認された。

この未成立に終わったスペインーフランス交渉を体験させるねらいは次の通りである。まずは両国の衝突がヨーロッパ全体に広範な影響を与えていた事実に理解を深めることであり、オランダの独立や海上帝国としての成長も、その両国の覇権闘争の裏面から発した結果として見られる顕著な一例なのであった。当時も現在も変わらず、大国衝突が周辺諸国を巻き込み、利害が拡散していく国際政治の在り様を実感できることであろう。また、両国の使節の立場を実際に体験させることで生徒自身がウェストファリア会議での両国の勝ち負けをどのように感じたかに基づいて、条約を勝敗の観点で論じることを相対化させたいねらいもある。さらに、条約とは多くの利害が錯綜した中でようやく行き着いた妥協の最終点であり、そもそも合意が生まれないことも多く、それゆえ国家間の合意を軽んじる姿勢は多くの新たな困難を生み出しかねない危険をはらんでいることを理解させることにつながる、遵法精神を育む教材としても最適であると考えられる。

＜第 3 時　オーストリアースウェーデン交渉＞

最後に、オーストリア（神聖ローマ皇帝）とスウェーデンの交渉を体験してみよう[22]。前時と同様 4 人グループの 2 対 2 で行うことを想定する。三十年戦争の発端となったカトリックとプロテスタントの宗派対立は、ウェストファリア会議において神聖ローマ帝国の中でプロテスタントの権利をどのように認めるかの議論に発展していた。その際プロテスタントの権利と諸侯の自立性を強めることが皇帝の権力を弱めると考えたスウェーデン（とフランス）が、条約交渉の中で帝国政治の枠組みを決定づけるため、会議に参加を認められていなかったドイツ諸侯の出席権を皇帝に認めさせようとしていた。それに対して皇帝は、ドイツの外交は自分だけが代表するとして諸侯の出席権を当初認めようとせず、スウェーデンには領土割譲だけ先に済ませて帝国問題から手を引かせようとした。逆にスウェーデンは、永続的にドイツ政治に介入するため、あえて形式的に皇帝の臣下の地位で封土を獲得し、自らドイツ諸侯の一員としての資格を得ようとした。両国の交渉は、どちらがよりドイツ諸侯の支持を得られるかによって、要求をより高められるかどうかが左右されたのであった。以上の背景を理解させてから、両国の使節の立場になって、神聖ローマ帝国における諸侯の権利や領土割譲について交渉することを伝える。資料については、三十年戦争における皇帝とスウェーデンの関係並びに諸国の利害関係の概要を示したもの、1618 年時点の信仰とドイツ諸邦の政治地図、そして両大国の間に挟まれたドイツ諸侯の声を示した資料を配布する。前時同様、小集団を単位に両国の使節に宛てた指令書を配布して、同じ流れで進めることとする。

---

[22] 皇帝（オーストリア）とスウェーデンの交渉については、伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国』56〜75 頁、参照。先と同様にこの研究成果を基に資料を作成した。

## オーストリア（皇帝）－スウェーデン戦争の背景・概要

1611年　スウェーデン王になったグスタフ・アドルフはバルト海一帯を生命線と位置付け、ロシアやポーランドと戦争をして領土拡大していた
1629年　皇帝はプロテスタント地域だった北ドイツ沿岸部まで進出しカトリック化を始める
1630年　皇帝軍に脅威を感じたスウェーデンはプロテスタント擁護を掲げて三十年戦争に介入
1632年　快進撃を続けてプロテスタントの勢力を盛り返したグスタフ・アドルフ戦死
1635年　スウェーデン軍を追い出した皇帝がプラハ和議でドイツ諸侯に1629年の状態を認めさせる
　→フランスがスウェーデンを援助して参戦する
1641年　ハンブルク協定でウェストファリア会議を開催することが合意される
1645年　スウェーデン軍が軍事的優位を確実にし、皇帝も和平交渉に本気で取り組み始める
以後、スウェーデン軍は拡大し続け、同盟国含むヨーロッパ諸国がその強大化を恐れるようになっていた

### ドイツを舞台にしたオーストリアとスウェーデンの利害対立

・皇帝はドイツの代表として、ドイツ領邦が独立国のように振舞うことは認めないが妥協して権威を認めさせ、スウェーデンの干渉を排除して、ドイツのことは自らの下でドイツだけで決めようとした
・スウェーデンは北ドイツに多いプロテスタント諸侯の権利を擁護して皇帝の影響力を抑えるため、ドイツ諸侯（領邦）が神聖ローマ帝国内で自由に政治的権利を行使することを保証する国制改革を支援した
・ドイツ諸侯を支援したため偉大な国王を失ったスウェーデンは、見返りに領土を求めたが、あえて皇帝の臣下として封土を獲得することで、皇帝が強くならないよう自らドイツ問題に永続的に関わり続けようとした
・ドイツ諸侯のうち主にカトリックは皇帝に味方し、プロテスタントはスウェーデンを後ろ盾にして自分の権利を主張していたので、皇帝・スウェーデン共にドイツ諸侯を対等の存在とは見ていなかった

（↑資料⑨　オーストリアースウェーデン関係：注 22 の成果を基に作成）

## 大国の狭間の緩衝地帯～神聖ローマ帝国よ、自由であれ

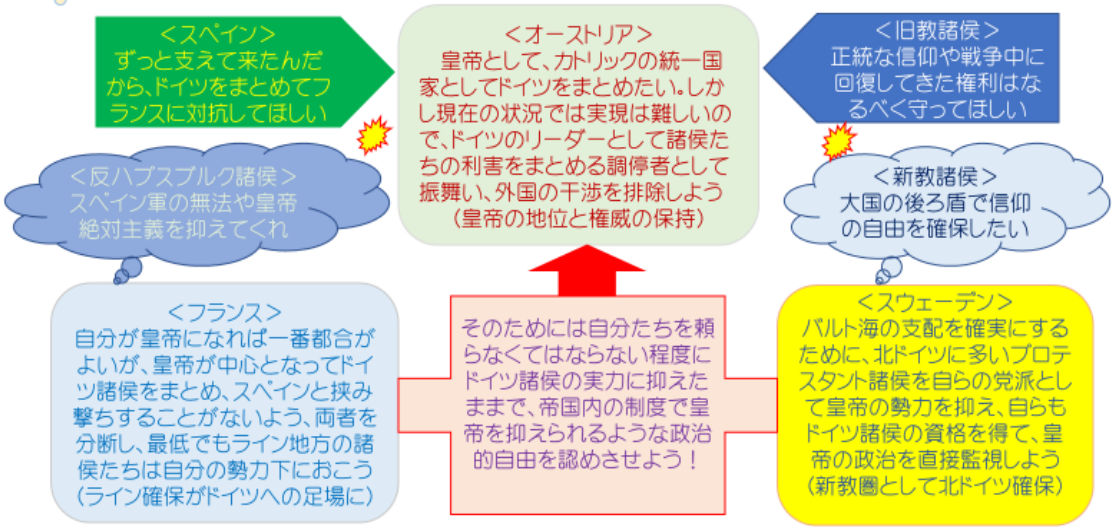


（↑資料⑩　神聖ローマ帝国に対する諸国の利害：注 22 の成果を基に作成）

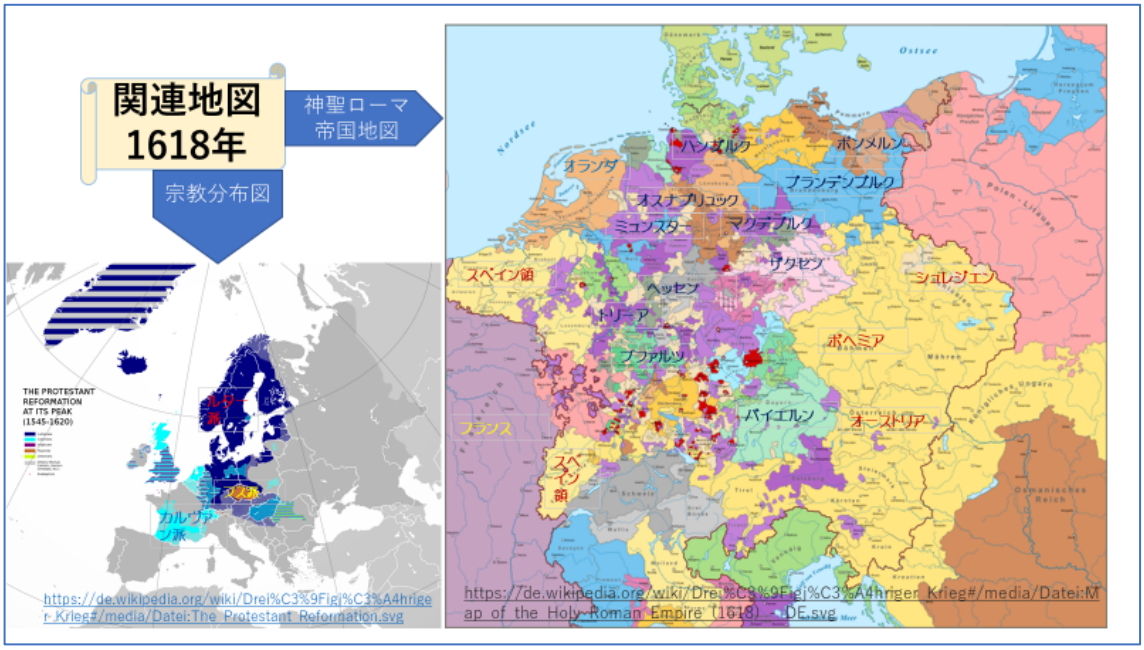


（↑資料⑪　三十年戦争開始時の信仰分布と諸領邦の地図

（左図出典：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/c/c7/The_Protestant_Reformation.svg　右図出典：https://de.wikipedia.org/wiki/Drei%C3%9Figj%C3%A4hriger_Krieg#/media/Datei:Map_of_the_Holy_Roman_Empire_(1618)_-_DE.svg）

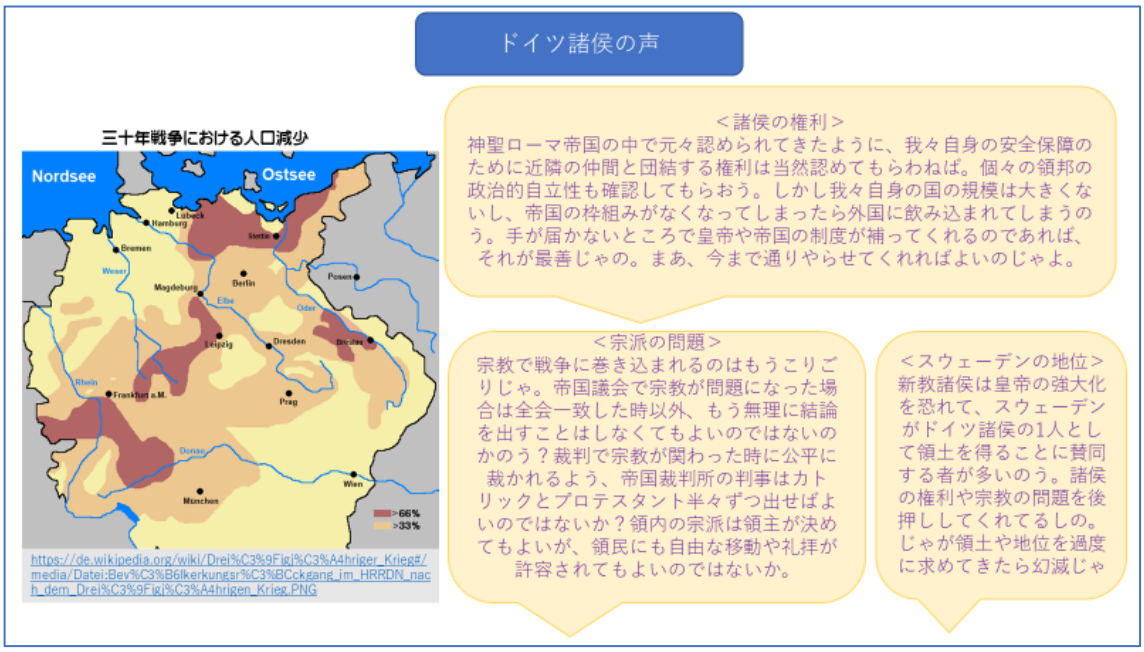


（↑資料⑫　ドイツの被害と諸侯の声。　左図出典：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/5/57/Bev%C3%B6lkerkungsr%C3%BCckgang_im_HRRDN_nach_dem_Drei%C3%9Figj%C3%A4hrigen_Krieg.PNG）

スウェーデン王国全権大使への指令

親愛なる大使よ。ドイツ隣人の自由のために戦い尊き魂を犠牲とした先王の理想を実現し、我が国に栄光と全ヨーロッパに平和をもたらさんがため、専制者ハプスブルク皇帝家と交渉し、その野心を阻むべし。

一　ドイツ諸侯の政治と信仰の自由を保障する神聖ローマ帝国の国制を確立せよ

・帝国における問題の解決のためにドイツ諸侯の和平会議への出席権を皇帝に認めさせ、彼らの支持をもって皇帝への圧力とせよ。皇帝が諸侯の出席権を認めない場合、いかなる具体的な交渉にも応じるべからず。

・帝国の重要問題を処理する場合に、皇帝の決定はすべての帝国諸侯の同意に拘束されるものとせよ。信仰に関わる問題も帝国の諸機関においてはあらゆる場面で新旧宗派間が同等となる原則を確立せよ。

・帝国の全ての諸侯に自己の存立する権利を認め、それを確保するために自由に同盟を結ぶ権利を保障せよ。ただしこれは我が国と対等の同盟に非ず、ここで定める平和体制を維持する限りにおいて認められる。

一　上記の目的を達してドイツ諸侯の支持を得た上で、帝国封土として領土の割譲を受けよ

・我が国がドイツのために流した血の代償として、占領済みのポンメルン全土を帝国封土として獲得することが望ましい。

・ポンメルンの相続権を有するブランデンブルクが強固に反発する場合、肥沃な西ポンメルンを確保して、東ポンメルンは譲歩してもよい。ただしその場合、ブレーメンとヴィスマールを代替地として獲得せよ。

・皇帝が帝国問題から我が国を排除し続ける場合、或いは封土としての割譲を拒む場合、上記の領土の他にシュレジエン、マクデブルク、オスナブリュックも要求せよ。

（↑資料⑬　スウェーデン使節役の生徒に配布する指令：注 22 の成果を基に作成）

帝国全権大使への指令

親愛なる大使よ。神の偉大なる計画を実現し、皇帝としての威厳を示し、ドイツの平和を回復せんがため、スウェーデンの貪欲なる欲望を見極め、その野心を宥むるべし。

一　スウェーデンに対して早急に領土割譲について合意を達成し、ドイツ問題への介入を避けよ

・スウェーデンに対しては、ポンメルン全土の割譲が妥当である。ブランデンブルク選帝侯がかの地に法的相続権を強固に主張する場合、マクデブルク等新教に戻す予定の司教領を補償として充てよ。

・帝国内のデンマーク領をスウェーデンに移譲するのは問題ない。マクデブルクを追加することでスウェーデンが帝国問題から手を引くならばそれも認めよ。それ以上の要求は諸侯らと協同で断固拒絶すべし。

・上記の領土の範囲内で、帝国封土ではなくスウェーデン王国直轄領として譲渡することで、帝国政治への介入をあきらめるのであれば、諸侯の反応を見定めつつ、可能と判断できるならば応じよ。

・スウェーデンが領土交渉を進めない場合、皇帝の権威が保たれる限りで諸侯の出席権を認めよ。

一　帝国における信仰並びに国制については、皇帝の権威とドイツの一体性が保たれる範囲で改革に応じよ。

・帝国の重要問題における皇帝の決定権は可能な限り保持せよ。譲歩が必要な場合でも皇帝の権威は維持せよ。

・信仰問題に関しては可能な限り戦時中に確保した旧教の権利を保持しつつ、最低限我が直轄領（特にチェコ）における後退が問題にならない限りは容認し、皇帝が帝国における宗派体制の保証人となる旨周知させよ。

・帝国の諸侯に要求されている同盟権については、皇帝と神聖ローマ帝国に敵対しない限り、旧来から認められてきた自衛のための連合権の行使の再確認として承認せよ。

（↑資料⑭　皇帝（オーストリア）使節役の生徒に配布する指令：注 22 の成果を基に作成）

前時同様、最後に史実を確認することとしたい。資料からもわかるように、両者の間には領土交渉と帝国問題のどちらを先に交渉するかが後の交渉に影響する外交戦略として影響を与えた。そして全般的に見ればスウェーデンの思惑通りに展開し、ドイツ諸侯の講和会議における出席権が認められ、帝国国制や戦時中に受けた被害の補償について、条約の中に諸侯自身の声をある程度反映させることができた。しかし交渉のイニシアティブを握っていたのは皇帝とスウェーデンであり、ドイツ諸侯の使節の地位はあくまでもドイツ問題における当事者の声とい

うレベルに留まり、また、彼らに認められた自立権や同盟権も、近代的な主権というよりも伝統的な権利の再確認と理解されたのであった。ただし信仰の問題についてはカトリックとプロテスタントの同権が制度化され、宗教が今後対立の原因となることはほとんどなくなることになった。こうした国制改革を支援しながらドイツ諸侯の支持を得たスウェーデンは、自らもドイツに封土を得てドイツ政治にかかわり続けることができるようになった。しかし皇帝にとっても、その地位と権威は保たれ、場合によってはスウェーデンの軍事的援助を引き出す口実も獲得し、戦時中に拡大したものを手放しただけで、自身の直轄領は一切失わずにむしろそこでの支配権は強化されていたのだった。以上のことと関連し、次の資料を配布して 1618 年から信仰分布や政治地図がどのように変化したのか、生徒自身に確認させてもよいだろう。

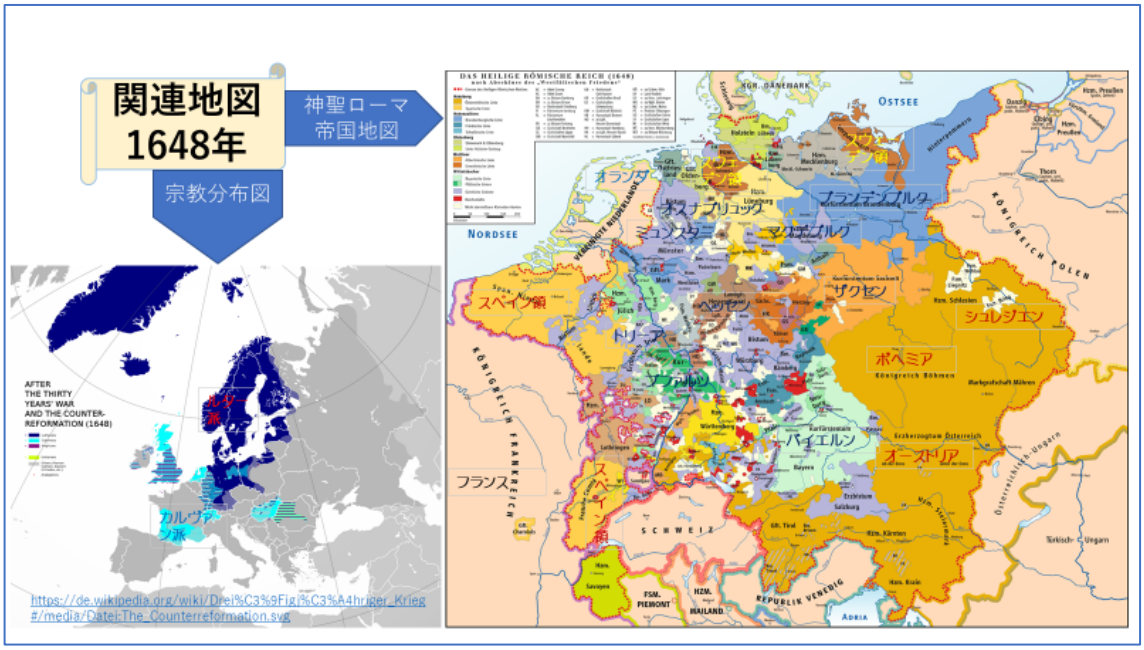


（資料⑮　三十年戦争終結時の信仰分布と諸領邦の地図）

（左図出典：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/6/6b/The_Counterreformation.svg

右図出典：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/8/83/HRR_1648.png）

この交渉体験のねらいはまず、この時代の「主権」の在り方の確認である。戦勝国とされるスウェーデンが帝国封土として領土を獲得していたり、ドイツ諸侯の権利はオーストリアースウェーデンの間で帝国に従属させられた形で認められていた実態から、「主権」の生成期における過渡的で今日とは異なる状況に理解を深め、ドイツ領邦に完全な主権が認められたといえるのかどうかや、そこから神聖ローマ帝国は解体したといえるだろうか、生徒自身に判断してもらうところに置かれている。さらに、明らかに劣勢に立たされたことで和平に追い込まれたはずの皇帝が、結果として敗者とみなされるのかどうかも、同様に判断を問うところである。他にも学習指導要領に関わる点として、宗教改革の結果として、ウェストファリア条約において、激しい対立の末ではあるが、宗教に寛容な姿勢が持続的な形で生まれたことを学習できるし、特定の地域の制度や平和に対して、大国の利害が中心ではあったが、国際社会が関心を共有し始める姿も汲み取れるのである。

なお、より教材をゆたかにするために、ウェストファリア条約に関係する個々の事実や人物

等について、本研究で扱った以上に踏み込んでもっと詳しく調べたい（調べさせたい）などと思った場合、残念ながら邦文では紹介できるものがない。現状で最も手ごろなものは、英語による事典（Derek Croxton and Anuschka Tischer, *The Peace of Westphalia: A Historical Dictionary*, Greenwood Press 2002）くらいである。歴史地図については海外で評判の高い翻訳版である、帝国書院編集部編『プッツガー歴史地図　日本語版』（帝国書院、2013 年）の利用もお勧めしておきたい。

蛇足ではあるが、本研究においては授業の際に用いる資料を提示し、その活用例を示したのみで、その際に生徒に取り組ませるようなワークシート等は特に紹介しなかった。筆者自身も確定的なものを準備できているわけではないという事情もあるが、授業者や生徒の実態が違えば同じ資料を利用しても目的や観点、取り組み方が当然違ってくるはずであるし、評価の方法にもかかわってくるからである。ここに示した資料を本稿が示した授業例とは異なったやり方で、部分的であっても現場で多様に活用してもらえるのあれば、むしろ僥倖である。

## 結びにかえて

本研究では、世界史探究の中のかなり限定された事項が対象となるが、新学習指導要領において謳われた歴史学習の実践に必要となる教材資料の開発を行ってきた。実際に教育現場で活用するためには、時間の確保のみならず前提とされる専門知識などハードルが高いところはあるかもしれない。状況に合わせて、例示してきた 3 時間の計画の中の 1 時間でも試してもらえることができれば、本稿も意味を持ったといえるだろう。

少なくとも、生徒が主体となって対話的に利用しながら考えを深めていくことに没入していけるように、研究者が自らの専門を教材化していくことの重要性は、主張することができたのではなかろうか。こうした動きが広まらない限り、生徒自身が主体的に学びを深める対象は狭く限定され、結局のところ再び歴史は暗記物として語られる不名誉な地位へと回帰してしまうだろう。本研究はそうならないための一例を示す試みであった。

その歴史事象を学ぶ意味、いや、歴史的課題に取り組む意味と言った方が正確かもしれないが、それを生徒自身に探させること、見出させることが世界史探究の鍵となるだろう。そもそも歴史 history の語源は古代ギリシャ語のヒストリエーに由来することは周知の事実だが、自らの成果にその題を掲げたヘロドトスもトゥキディデスも、ともにそれぞれの「現代」への関心を出発点にした「探究」の成果が、今日では歴史の原点とみなされているのである[23]。我々もその原点に立ち返り、身近な関心から出発し、世界観を広げながら時間軸を遡って探究し、再び本来の関心事に戻ってきて、深まった理解の下で問題の解決を図る、このようなサイクルをイメージした科目として、世界史探究は取り組まれねばならないのであろう。そのためのゆたかな活動を保障する資料の状況が、一歩一歩積み上げられていかねばならないのである。

[23] 西谷修『世界史の臨界』岩波書店、2000 年、59～68 頁、とりわけ 63 頁。

**参考文献**


・Derek Croxton and Anuschka Tischer, *The Peace of Westphalia: A Historical Dictionary*, Greenwood Press 2002.
・明石欽司『ウェストファリア条約―その実像と神話』慶応義塾大学出版会、2009 年
・伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国－ドイツ諸侯としてのスウェーデン』九州大学出版会、2005 年
・伊藤宏二「「新しい世界史」に照らした世界史教科書記述の見直し―ウェストファリア条約を焦点にして－」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.25、2016 年 3 月、21～31 頁
・伊藤宏二「歴史教育における時代を考える力の育成――新学習指導要領で歴史教育にいかに取り組むか――」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』29、2019 年 3 月、62～71 頁
・井ノ口貴史「「歴史総合」の批判的な検討から創造的実践へ」『歴史地理教育』No.888、2018 年 12 月、54～61 頁
・君島和彦「歴史総合とはどのような科目か」『歴史地理教育』No.880、2018 年 6 月、62～69 頁
・帝国書院編集部編『プッツガー歴史地図　日本語版』帝国書院、2013 年
・永原慶二『歴史教科書をどうつくるか』岩波書店、2001 年
・西谷修『世界史の臨界』岩波書店、2000 年。
・西村嘉高「新しい高等学校学習指導要領をめぐって―「歴史総合」を中心に―」『歴史学研究』 No. 979、2019 年 1 月、45～52 頁
・羽田正『新しい世界史へ――地球市民のための構想』岩波書店、2011 年
・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）』 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/11/22/1384661_6_1_3.pdf
・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説　地理歴史編』 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/11/22/1407073_03_2_2.pdf